

豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（１・２・５型、組換え型毒素）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチン

平成２４年３月１３日（告示第６７６号）一部改正

動生剤基準の豚アクチノバシラス・プルロニューモニエ（１・２・５型、組換え型毒素）感染症・マイコプラズマ・ハイオニューモニエ感染症混合（アジュバント加）不活化ワクチンの 3.6.3、3.6.7 及び 3.6.8 に規定するところにより、これらに規定する試験を行うものとする。